第十八条の十五の十第二項第一号中「第十八条の十五の三第十四項各号」を「第十八条の十五の三第二十五項各号」に改め、同条第十三項第一号中「以下この項」及び「第二十二項並びに」を削り、同項第二号中「その」の下に「未成年者口座廃止届出書の法第三十七条の十四の二第二十項に規定する提出（以下この項において「未成年者口座廃止届出書の提出」という。）を」に改め、同条第二十四項の表第十八条の十五の三第三十二項の項中

第十五項第二号	

を

第十八条の十五の十第二十三項第二号	

に改め、同表第十八条の十五の四第一項の項中

第十五項第二号	第十二号
前項第六号	同項

を

八条の十五の十第二十三項第六号	並びに第十八条の十五の十第二十四項において準用する第十八条の十五の八

に改め、同表第十八条の十五の九第二項第八号

この条	この条（第三項を除く。）、同号及び第十八条の十五の十一第二項第十号イ

を

次項並びに第十八条の十五の九第二項第八号	次項

に改め、同表第十八条の十五の九第二項第八号イ

非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは	未成年者非課税適用確認書又は
に記載された整理番号又は前条第十五項第二号に規定する提供を受けた	に記載された

を

前条第十五項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載された整理番号又は同号に規定する提供を受けた	未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された

に改め、同表第十八条の十五の五の項中

非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは	未成
に記載された整理番号又は前条第十五項第二号に規定する提供を受けた	に記

を

第十八条の十五の三第十五項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載された整理番号又は同号に規定する提供を受けた	未成年者口座廃止通知書に記載された

に改め、同表第十八条の十五の八第一項の項及び第十八条の十五の八第三項の項中「第十八条の十五の十第三項に」を「第十八条の十五の十第一号に」に改め、同表第十八条の十五の八第四項の項中「及び帰国届出書」を「、帰国届出書」に改める。

第十八条の十五の十一第二項第九号を次のように改める。

九　削除

第十八条の十九の四第三号中「供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の」を削り、「関する」を「関し必要となる書類として国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第十六条の規定により提出すべき」に改める。

第十八条の二十第三十七項を削る。

第十八条の二十の二第十三項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第十八条の二十一第二項を次のように改める。

2　施行令第二十六条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた家屋は第一号に掲げる家屋とし、同項に規定する財務省令で定めるところにより確認を受けた家屋は第二号に掲げる家屋とする。

一　当該家屋が施行令第二十六条第一項各号のいずれかに該当するものであること及び耐震基準（法第四十一条第一項に規定する耐震基準をいう。イ、次号、第九項第四号ロ(2)及び第二十四項において同じ。）又は経過年数基準（法第四十一条第一項に規定する経過年数基準をいう。ロ及び次号において同じ。）に適合するものであることにつき、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類により証明がされたもの

イ　当該家屋が施行令第二十六条第一項各号のいずれかに該当するもの及び耐震基準に適合するものである場合　登記事項証明書（当該家屋が当該各号のいずれかに該当するものであることが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び当該各号のいずれかに該当するものであることを明らかにする書類（次号イにおいて「床面積要件疎明書類」という。）及び当該家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める耐震基準に適合する家屋である旨を証する書類（次号イにおいて「耐震基準に適合する旨を証する書類」という。）

ロ　当該家屋が施行令第二十六条第一項各号のいずれかに該当するもの及び経過年数基準に適合するものである場合　イに規定する登記事項証明書

二　当該家屋が施行令第二十六条第一項各号のいずれかに該当するものであること及び耐震基準又は経過年数基準に適合するものであることにつき、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める情報及び書類により税務署長の確認を受けたもの

イ　当該家屋が施行令第二十六条第一項各号のいずれかに該当するもの及び耐震基準に適合するものである場合　法第四十一条第一項の規定による控除を受けようとする者が提出をした書類に記載がされた当該家屋に係る不動産識別事項等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条の表の第二号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項をいう。ロにおいて同じ。）により税務署長が入手し、又は参照した当該家屋の登記事項証明書に係る情報（当該家屋が施行令第二十六条第一項各号のいずれかに該当するものであることが当該登記事項証明書に係る情報によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書に係る情報及びその者が提出をした床面積要件疎明書類）及びその者が提出をした耐震基準に適合する旨を証する書類

ロ　当該家屋が施行令第二十六条第一項各号のいずれかに該当するもの及び経過年数基準に適合するものである場合　法第四十一条第一項の規定による控除を受けようとする者が提出をした書類に記載がされた当該家屋に係る不動産識別事項等により税務署長が入手し、又は参照した当該家屋のイに規定する登記事項証明書に係る情報